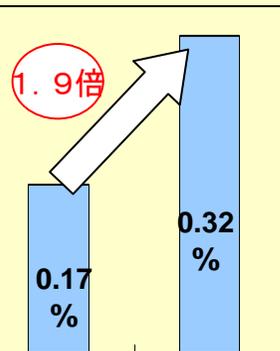


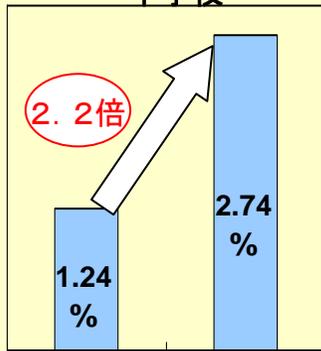
学校現場が抱える問題の状況について

不登校児童生徒の割合

小学校



中学校

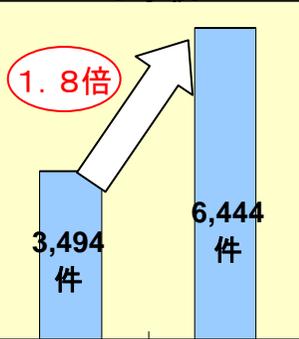


平成5年度 平成22年度 平成5年度 平成22年度

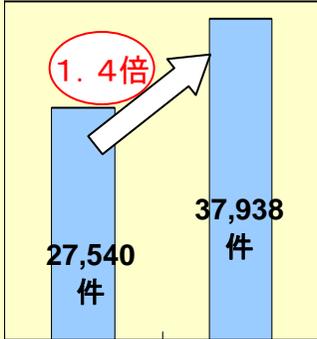
(注1) 国・公・私立学校のデータ
(注2) 平成22年度調査結果には、岩手県、宮城県、福島県は含んでいない

学校内での暴力行為の件数

小学校



中学校

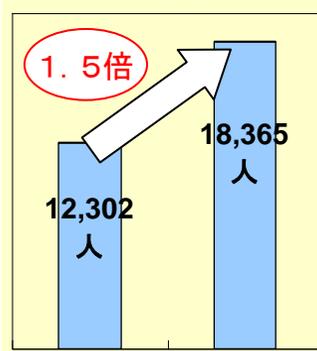


平成18年度 平成22年度 平成18年度 平成22年度

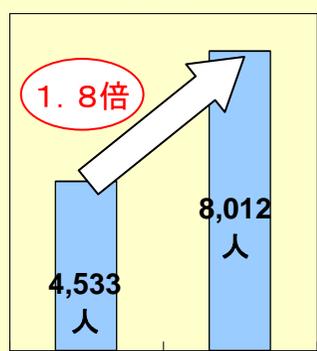
(注1) 国・公・私立学校のデータ
(注2) 平成22年度調査結果には、岩手県、宮城県、福島県は含んでいない

日本語指導が必要な外国人児童生徒数

小学校



中学校

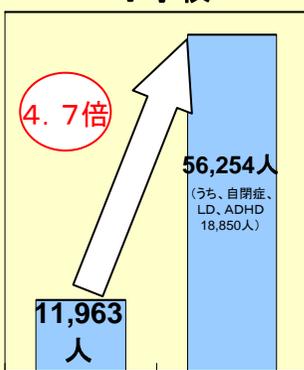


平成9年度 平成22年度 平成9年度 平成22年度

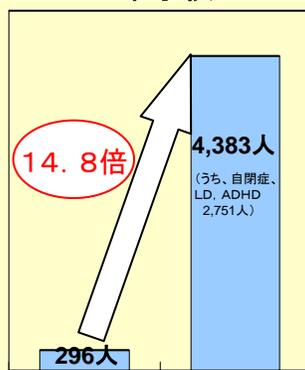
(注) 公立学校のデータ

通級による指導を受けている児童生徒数

小学校



中学校

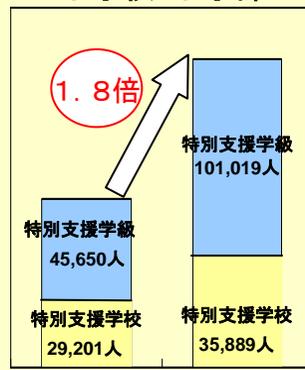


平成5年度 平成22年度 平成5年度 平成22年度

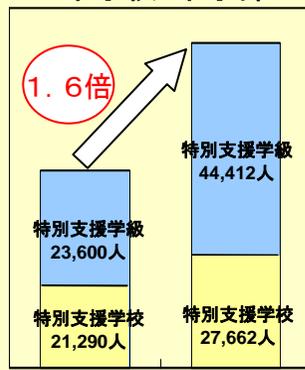
(注) 通常学級に在籍しながら週に1～8単位時間程度、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場で行う教育形態。
・LD及びADHDは、平成18年度から通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定された。
併せて、自閉症も対象として明示された。(自閉症については、平成17年度以前は主に情緒障害の通級指導の対象として対応)
・小・中学校における通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等学習面や行動面で著しい困難のある児童生徒の割合は、約6.3%と推計されている。(平成14年調査)

特別支援学級・特別支援学校(注)に在籍する児童生徒数(国・公・私立計)

小学校・小学部



中学校・中学部

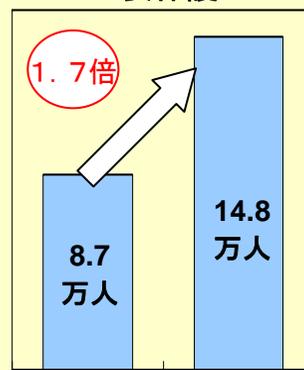


平成5年度 平成22年度 平成5年度 平成22年度

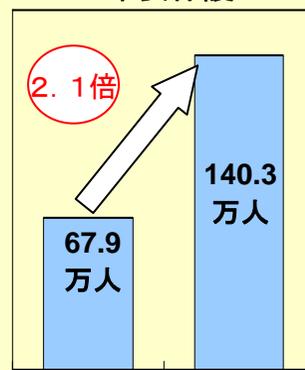
(注) 平成5年度の特別支援学校は、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒数を合計した数字

要保護及び準要保護(注)の児童生徒数

要保護



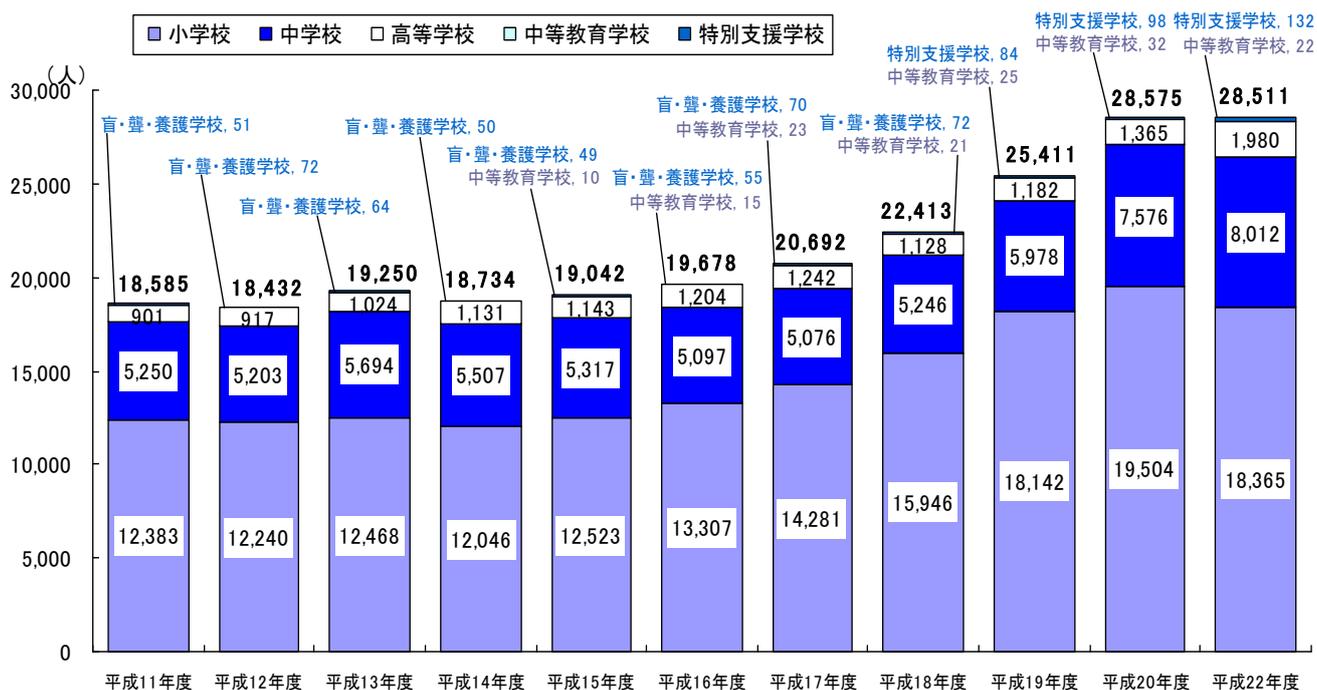
準要保護



平成7年度 平成22年度 平成7年度 平成22年度

(注) 要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者をいい、準要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者に準ずる程度に困窮している者をいう。

日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移



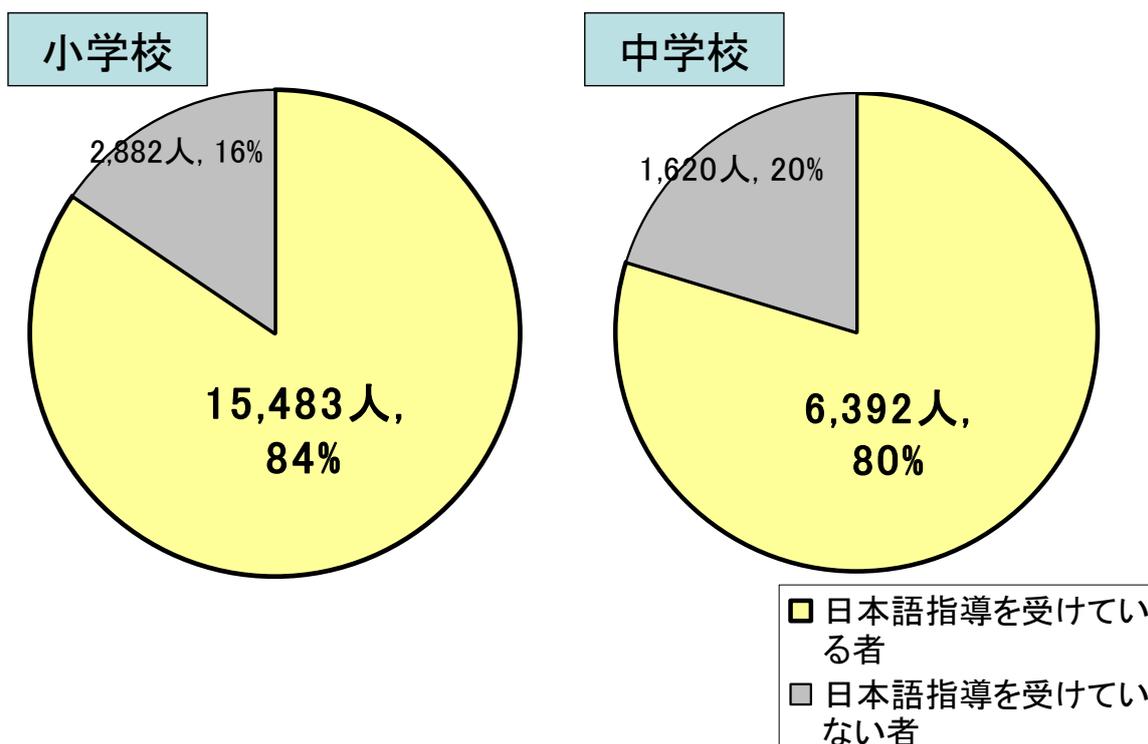
(各年9月1日現在)

※特別支援学校については、平成18年度以前においては盲・聾・養護学校であった。

※本調査は、平成20年度より隔年実施となったため、平成21年度は実施していない。

出典：文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

日本語指導が必要な外国人児童生徒のうち、日本語指導を受けている者の割合



特別支援学級及び特別支援学校の学級数及び在籍者数の推移

【特別支援学級】

		昭和34年	昭和39年	昭和44年	昭和49年	昭和55年	平成5年	平成13年	平成23年
学 級 数	小学校	1,504学級 (0.5%)	4,616学級 (1.7%)	8,635学級 (3.1%)	12,470学級 (4.1%)	14,295学級 (4.1%)	14,605学級 (4.8%)	19,005学級 (7.1%)	30,031学級 (11.6%)
	中学校	706学級 (0.6%)	2,332学級 (1.6%)	5,733学級 (4.6%)	7,064学級 (5.7%)	6,702学級 (5.1%)	6,947学級 (5.1%)	8,638学級 (7.4%)	13,519学級 (12.5%)
	小中計	2,210学級 (0.5%)	6,948学級 (1.6%)	14,368学級 (3.5%)	19,534学級 (4.6%)	20,997学級 (4.4%)	21,552学級 (4.9%)	27,643学級 (7.2%)	43,550学級 (11.9%)
児童生徒数	小学校	19,989人 (0.2%)	45,390人 (0.5%)	70,620人 (0.8%)	82,280人 (0.8%)	76,030人 (0.6%)	45,363人 (0.5%)	52,268人 (0.7%)	103,414人 (1.6%)
	中学校	8,295人 (0.2%)	24,439人 (0.4%)	51,063人 (1.1%)	49,364人 (1.1%)	36,615人 (0.7%)	23,379人 (0.5%)	24,431人 (0.7%)	45,441人 (1.5%)
	小中計	28,284人 (0.2%)	69,829人 (0.4%)	121,683人 (0.9%)	131,644人 (0.9%)	112,645人 (0.7%)	68,742人 (0.5%)	76,699人 (0.7%)	148,855人 (1.6%)

※下段()書きは、小・中学校全体の学級数又は児童生徒数に占める割合。

【特別支援学校】

		昭和34年	昭和39年	昭和44年	昭和49年	昭和55年	平成5年	平成13年	平成23年
学 級 数	小学部	1,954学級	2,300学級	3,002学級	4,631学級	8,748学級	9,219学級	9,653学級	10,937学級
	中学部	962学級	1,435学級	1,953学級	2,625学級	5,370学級	6,087学級	6,505学級	7,589学級
	計	2,916学級	3,735学級	4,955学級	7,256学級	14,118学級	15,306学級	16,158学級	18,526学級
児童生徒数	小学部	16,439人	18,089人	20,586人	26,125人	41,001人	28,097人	27,996人	33,923人
	中学部	8,443人	13,052人	14,342人	15,273人	24,624人	20,240人	20,386人	25,981人
	計	24,882人	31,141人	34,928人	41,398人	65,625人	48,337人	48,382人	59,904人

(学校基本調査報告書) ※23年度は速報値であり、岩手県、宮城県及び福島県の数値は含まれていない。

特別支援学級及び特別支援学校の学級編制標準の改善経緯

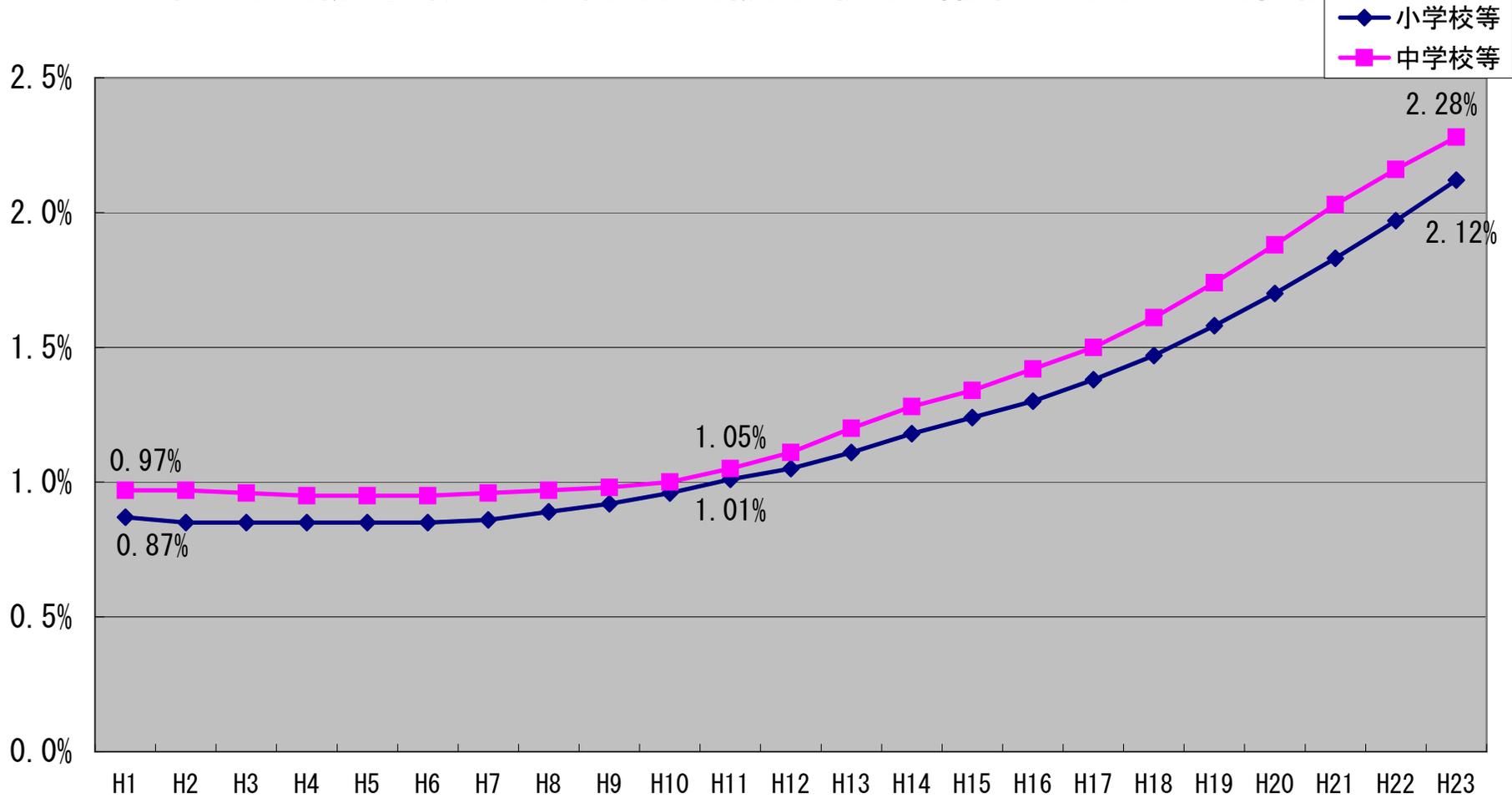
		第1次 (S34~S38)	第2次 (S39~S43)	第3次 (S44~S48)	第4次 (S49~S53)	第5次 (S55~H3)	第6次 (H5~H12)	第7次 (H13~H17)
小・中学校	特別支援学級	15人	15人	13人	12人	10人	8人	8人
特別支援学校	小・中学部	注1 10人	10人	8人 (重複障害の 場合は5人)	8人 (重複障害の 場合は5人)	7人 (重複障害の 場合は3人)	6人 (重複障害の 場合は3人)	6人 (重複障害の 場合は3人)

※ 特別支援学級は障害の種類ごとに学級を編制する。

※ 平成18年度以前は、特別支援学級は「特殊学級」、特別支援学校は「盲学校、聾学校及び養護学校」における学級編制の標準である。

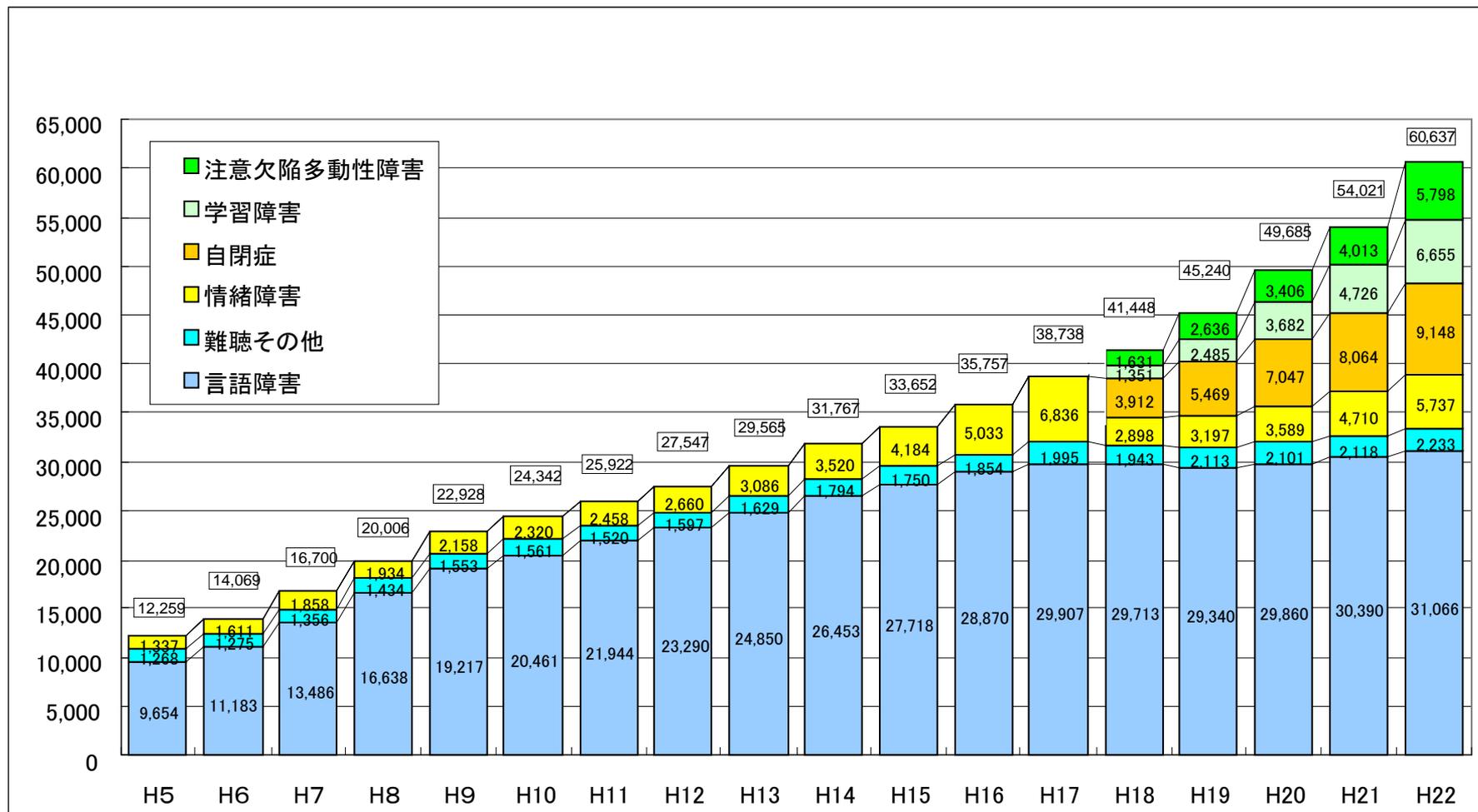
注1 第1次計画では、養護学校の学級編制標準は定められていなかった。

特別支援学級及び特別支援学校在籍者の割合の推移



(学校基本調査報告書)

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



【出典】文部科学省「通級による指導実施状況調査」

※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定
(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

障害者基本法の一部を改正する法律【概要】

平成23年7月29日成立
平成23年8月5日公布

総則関係 (公布日施行)

1) 目的規定の見直し(第1条関係)

・ 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔たられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。 等

2) 障害者の定義の見直し(第2条関係)

・ 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。 等

3) 地域社会における共生等(第3条関係)

1)に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者として、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。

- ・ 全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ・ 全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ・ 全て障害者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。 等

4) 差別の禁止(第4条関係)

- ・ 障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- ・ 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- ・ 国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。 等

5) 国際的協調(第5条関係)

・ 1)に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。 等

6) 国民の理解(第7条関係)/国民の責務(第8条関係)

- ・ 国及び地方公共団体は、3)から5)までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。
- ・ 国民は、基本原則にのっとり、1)に規定する社会の実現に寄与するよう努める。 等

7) 施策の基本方針(第10条関係)

- ・ 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。
- ・ 障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。 等

基本的施策関係 (公布日施行)

1) 医療、介護等(第14条関係)

- ・ 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援等の適切な支援を受けられるよう必要な施策
- ・ 身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重 等

2) 教育(第16条関係)

- ・ 年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策
- ・ 障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重
- ・ 調査及び研究、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設その他の環境の整備の促進 等

3) 療育【新設】(第17条関係)

- ・ 身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策。
- ・ 研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備の促進 等

4) 職業相談等(第18条関係)

- ・ 多様な就業の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練等の施策 等

5) 雇用の促進等(第19条関係)

- ・ 国、地方公共団体、事業者における雇用の促進するため、障害者の優先雇用その他の施策
- ・ 事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理 等

6) 住宅の確保(第20条関係)

- ・ 地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策 等

7) 公共的施設のバリアフリー化(第21条関係)

- ・ 交通施設(車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。)その他の公共的施設について、円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進 等

8) 情報の利用におけるバリアフリー化等(第22条関係)

- ・ 円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策
- ・ 災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策 等

9) 相談等(第23条関係)

- ・ 意思決定の支援に配慮しつつ、障害者の家族その他の関係者に対する相談業務等
- ・ 障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援 等

10) 文化的諸条件の整備等(第25条関係)

- ・ 円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策 等

11) 防災及び防犯【新設】(第26条関係)

- ・ 地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策 等

12) 消費者としての障害者の保護【新設】(第27条関係)

- ・ 障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報の提供その他必要な施策 等

13) 選挙等における配慮【新設】(第28条関係)

- ・ 選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策 等

14) 司法手続における配慮等【新設】(第29条関係)

- ・ 刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等に関する手続の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策 等

15) 国際協力【新設】(第30条関係)

- ・ 外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策 等

障害者政策委員会等 (公布から1年以内に政令で定める日から施行)

国) 障害者政策委員会(第32～35条関係)

- ・ 中央障害者施策推進協議会を改組し、「障害者政策委員会」を内閣府に設置(障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから総理が任命)
- ・ 障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告 等

地方) 審議会その他の合議制の機関(第36条関係)

- ・ 地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加等

附則

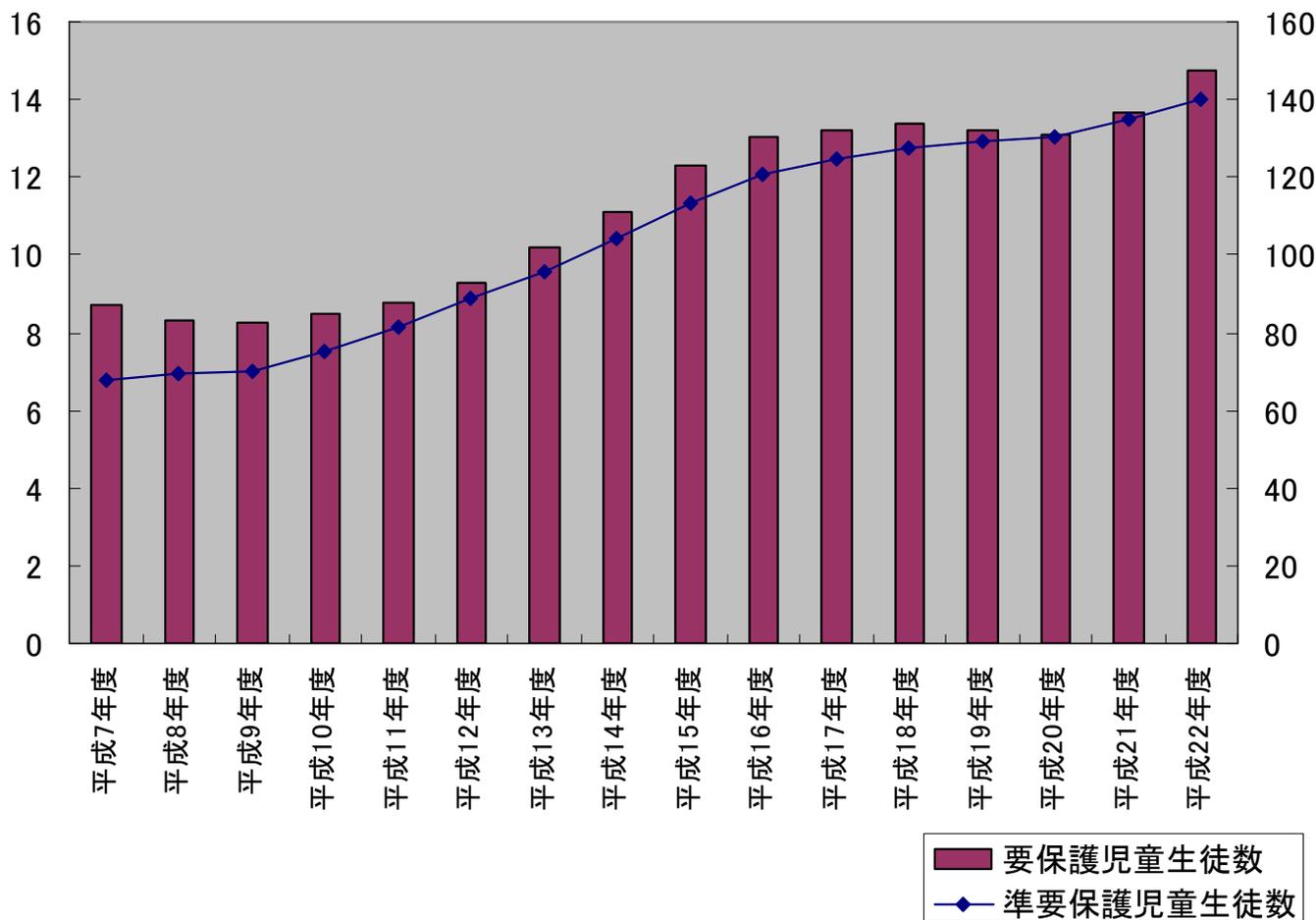
検討(附則第2条関係)

- ・ 施行後3年を経過した場合、施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置
- ・ 障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置 等

就学援助を受ける児童生徒数は増加傾向

要保護児童生徒数(万人)

準要保護児童生徒数(万人)

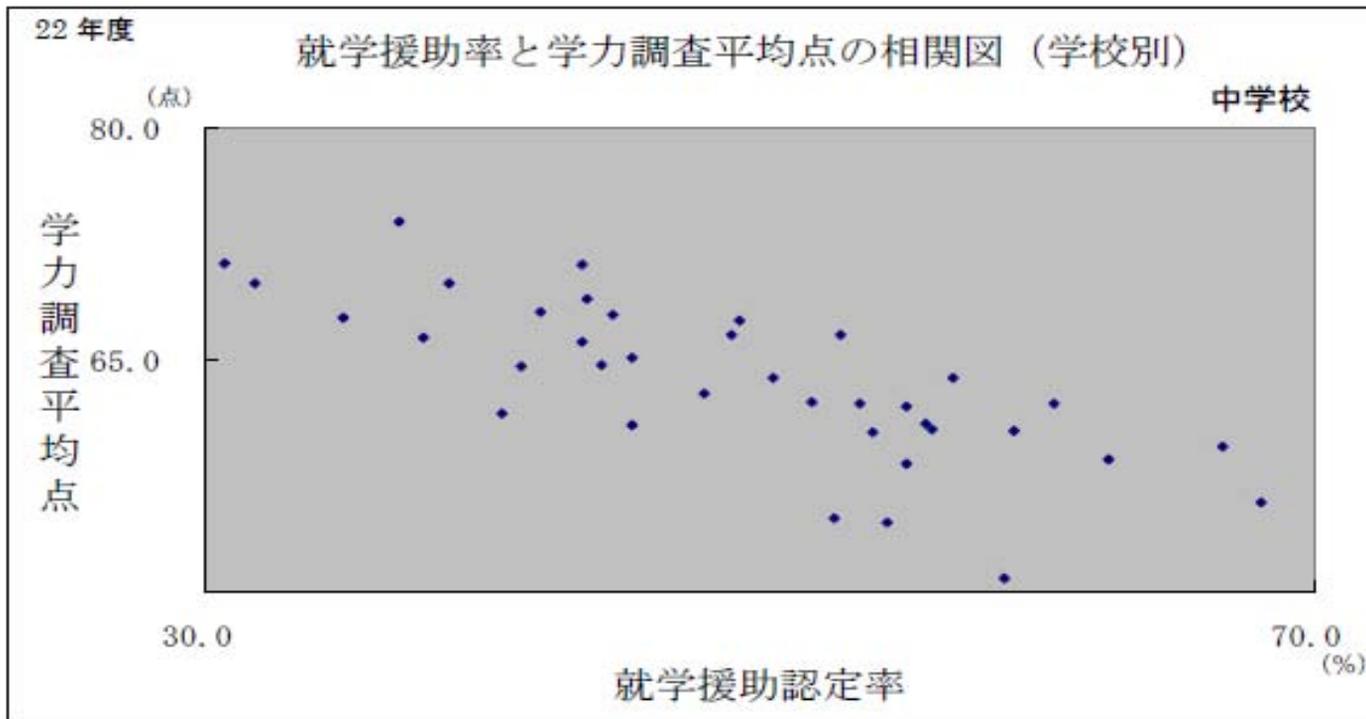
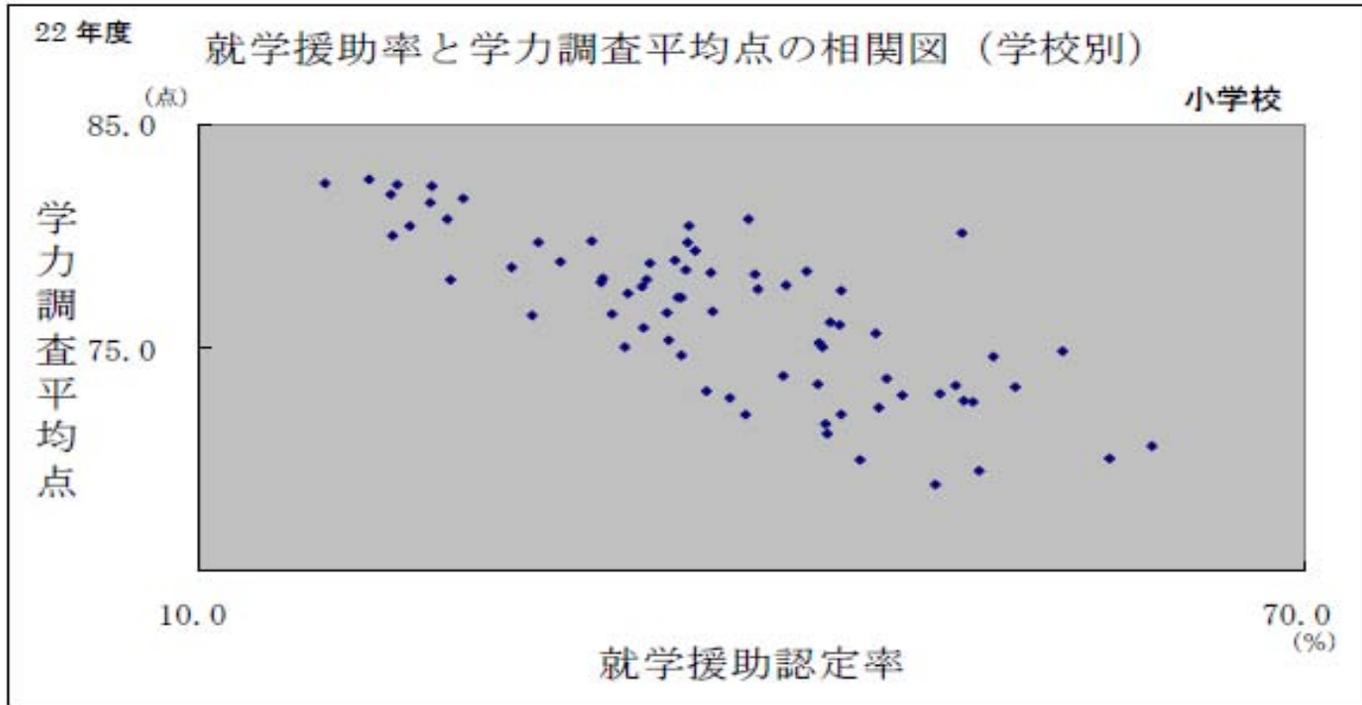


(注)

- (1) 要保護児童生徒数及び準要保護児童生徒数については、各都道府県教育委員会からの報告を文部科学省がまとめたものである。
- (2) 要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象者はその一部である（要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目（学用品費・通学費）が補助対象から除かれるため）。
- (3) 平成16年度までは、要保護児童生徒数は生活保護における教育扶助受給者数、準要保護児童生徒数は生活保護における教育扶助以外の扶助を受けた者を含む。

就学援助率と学力調査平均点との相関

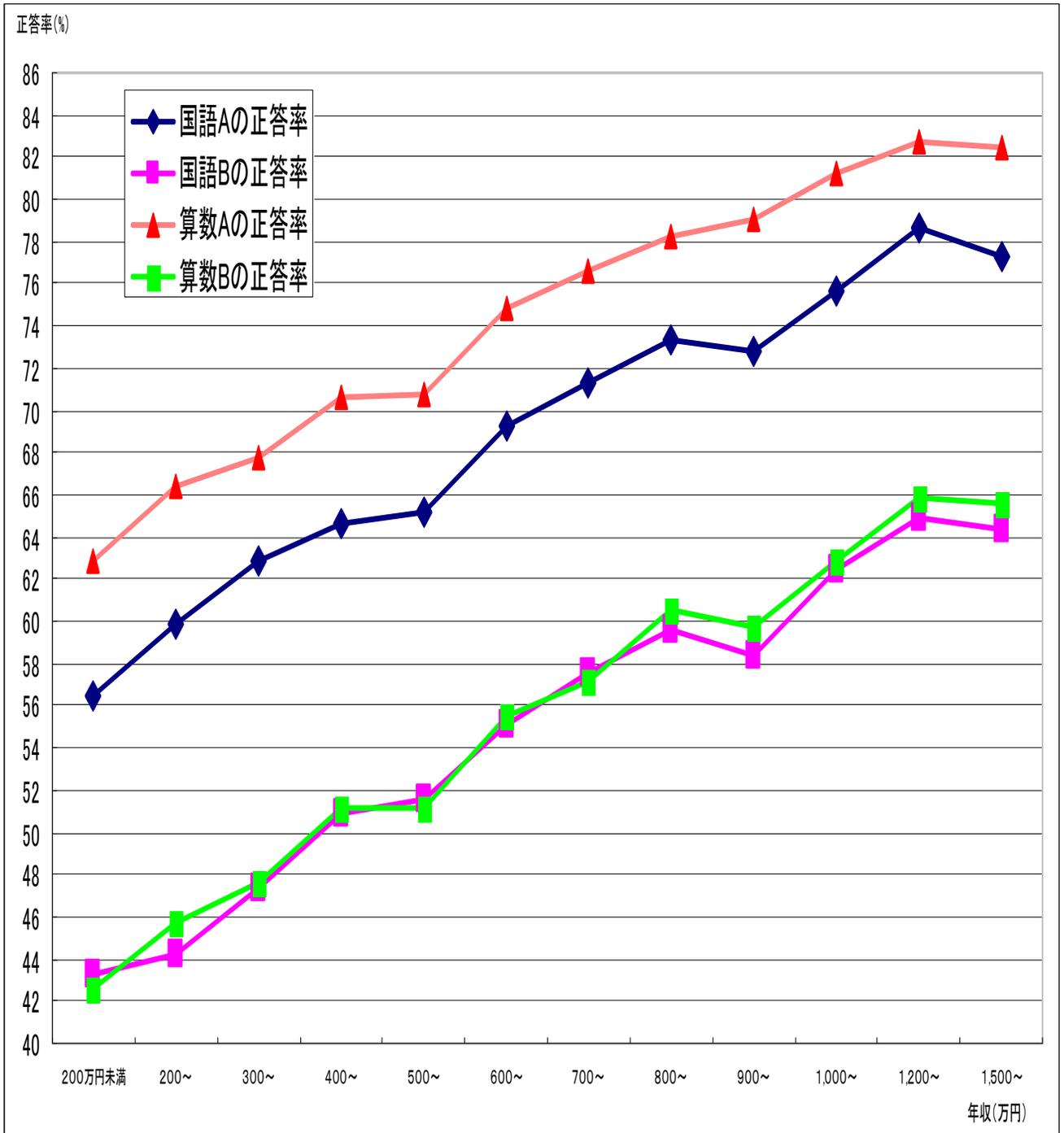
小学校・中学校ともに、就学援助率が高いと学力調査平均点が低下する傾向



世帯所得・学校外教育費支出と学力の関係

家庭の世帯年収が高いほど、児童の正答率が高い傾向

<児童の正答率と家庭の世帯年収>



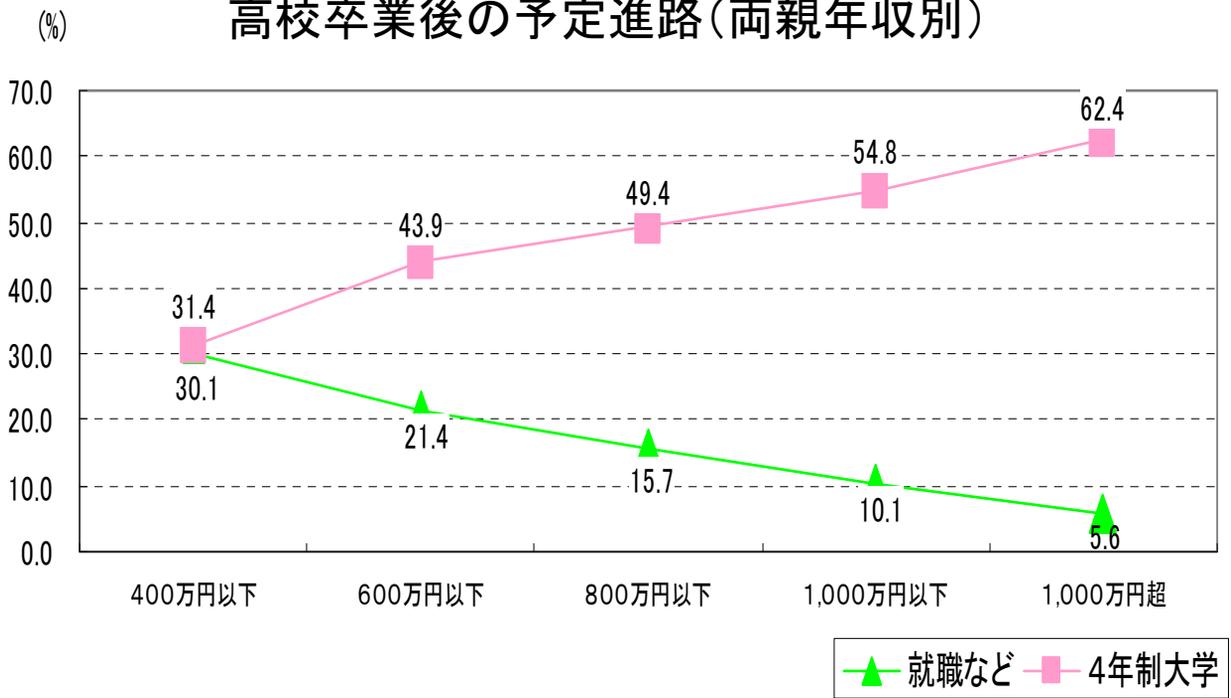
「文部科学省：お茶の水女子大学委託研究（平成20年度）」

調査対象：公立学校第6学年の児童の保護者

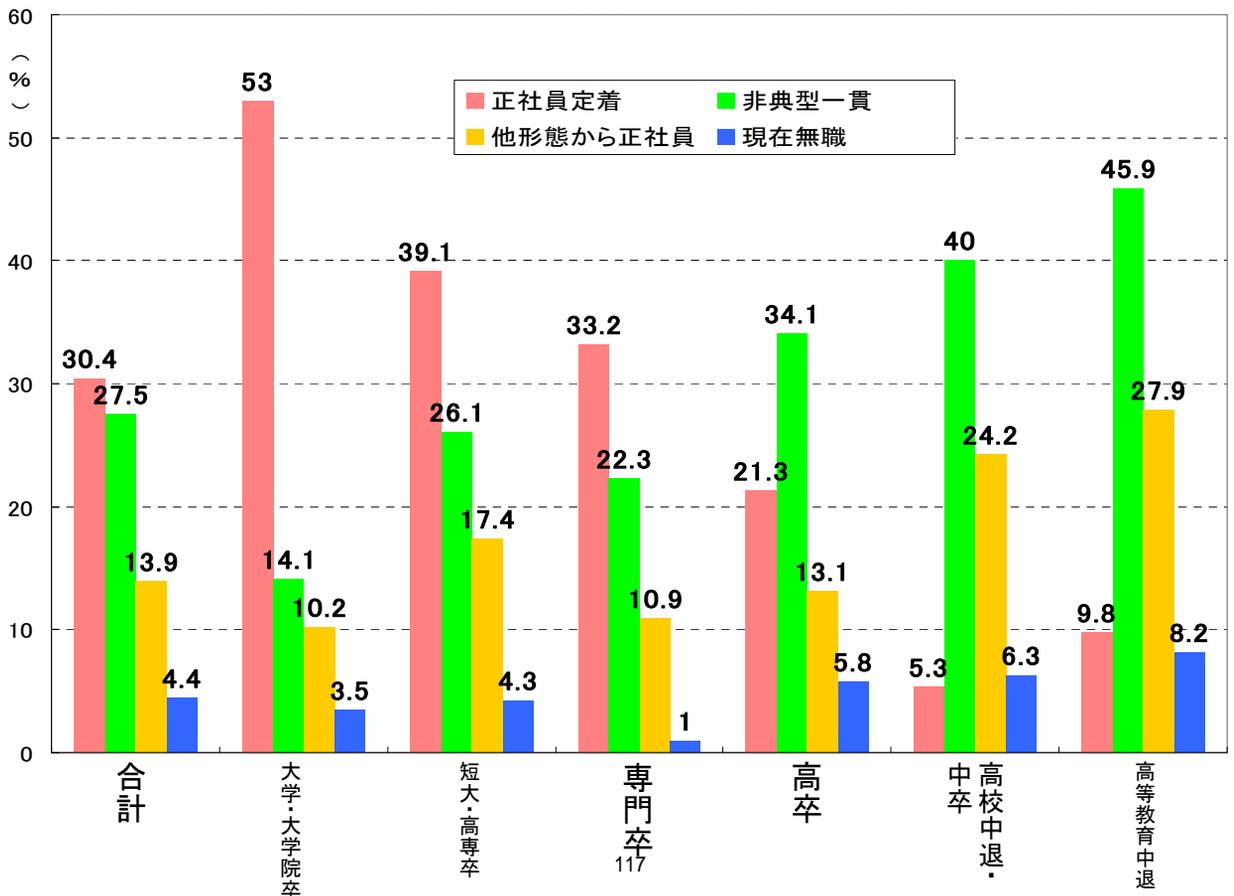
調査対象校：5政令都市の100校

家庭の経済状況と進学に相関関係

高校卒業後の予定進路(両親年収別)



進路により卒業後の就労形態、所得に影響





平成23年4月28日

東日本大震災への対応のための教職員の加配定数について (4月28日追加内示分)

関係県教育委員会より、国に対し、速やかな加配定数の追加措置を要望してきているものについて、これを踏まえ、4月28日に下記内容の追加内示を行います。

【追加内示の内容】

(単位：人)

都道府県名	小学校	中学校	特別支援学校	義務教育諸学校計	高等学校
岩手県	78	56		134	21
宮城県	134 (10)	78 (12)	4	216 (22)	20
茨城県	11 (1)	12 (3)		23 (4)	
新潟県	6	4		10	
合計	229 (11)	150 (15)	4	383 (26)	41

※福島県においては、児童生徒の県内での転出入や県外への転出が多数あり、それに応じた教育活動再開後の学級数に基づく教職員定数を見極めた上で、国に追加の加配定数を要望することとしており、具体的な要望数が示され次第、速やかに追加の加配措置を行う予定。

※下段（ ）書きは養護教諭で内数

【加配措置が必要な事由】

- ①校舎等学校施設の損壊が激しく、当該学校の児童生徒が複数の施設に分散しており、教師による手厚い巡回指導等が必要であること
- ②家族や住居を失い、厳しい家庭環境に置かれている児童生徒が相当数就学しており、家族（親族）や福祉施設などの関係行政機関との連携・相談・確認等の業務が必要であること
- ③今回の被災により、心身の健康の回復のための特別の指導を必要とする児童生徒が相当数就学しており、また学習の遅れを取り戻すために個別の指導が必要であること

○今後とも引き続き各県の状況を随時把握しつつ、被災した児童生徒の教育支援のため、万全の措置を講じてまいります。

＜担当＞ 初等中等教育局財務課
課長 伯井 美徳（内線2026）
教職員配置計画専門官 坂本 淳一（内線2350）
電話：03-5253-4111（代表）
03-6734-2038（直通）



平成23年6月24日

東日本大震災への対応のための教職員の加配定数について (6月24日追加内示分)

関係県教育委員会より、国に対し、加配定数の追加措置を要望してきているものについて、6月24日に下記内容の追加内示を行います。

【追加内示の内容】※右の()書きは養護教諭、栄養教諭等、事務職員の合計で内数

(単位：人)

都道府県名	小学校	中学校	特別支援学校	義務教育諸学校計	高等学校
岩手県	38	29	1	68	12(1)
宮城県	—	—	—	—	8(8)
山形県	10	4	—	14	—
福島県	262(29)	190(21)	29	481(50)	33(5)
茨城県	21	5	—	26	—
栃木県	10	4	—	14	—
合計	341(29)	232(21)	30	603(50)	53(14)

【加配措置が必要な主な事由】

(福島県)

- ・他校等に間借りしての教育の実施、避難所等からの通学や放射線低減策としての屋外活動の制限など、厳しい教育環境下に置かれているため、授業の大幅な遅れ、学習進度の開きが見られること、心身の健康にかかる教育相談が必要な状況であることなどから、放課後の家庭訪問や避難所訪問を含め、通常以上にきめ細かな個別指導が必要であること
- ・警戒区域等から分散して転学した児童生徒への支援に当たり、被災児童生徒受入れ校を巡回しての教育相談等への対応が必要であること
- ・県内外・全国各地に分散した児童生徒の状況確認・教育相談、被災児童生徒受入れ校の教職員との随時の連絡・調整等が必要であること

(岩手県)

- ・学習の遅れや心身の健康にかかる教育相談等に対応するための、放課後の家庭訪問や避難所訪問を含めた個別の学習指導等が必要であること
- ・体育館が避難所として活用されていたりするなど、学校施設の使用が制限される中、通常の教育環境を確保するため、避難所生活の方々や、地域・家庭と随時連携を図る必要があること

※同県に対しては、4月の追加内示では、既に人事配置済みのもの限定して加配措置を行っていた。

(山形県、茨城県、栃木県)

- ・相当数の被災児童生徒を受け入れており、学習の遅れに対する個別指導や登校しづらい児童生徒への訪問指導など、放課後の家庭訪問や避難所訪問を含め、通常以上にきめ細かな個別指導が必要であること

＜担当＞ 初等中等教育局財務課
課長 伯井 美徳 (内線2026)
教職員配置計画専門官 坂本 淳一 (内線2350)
電話：03-5253-4111 (代表)
03-6734-2038 (直通)

【参考】

東日本大震災への対応のための教職員の加配定数措置

(単位:人)

県名	義務教育諸学校			左の内訳								
				小学校			中学校			特別支援学校		
	前回 (4/28)	今回 (6/24)	計	前回 (4/28)	今回 (6/24)	計	前回 (4/28)	今回 (6/24)	計	前回 (4/28)	今回 (6/24)	計
岩手県	134	68	202	78	38	116	56	29	85	-	1	1
宮城県	216	-	216	134	-	134	78	-	78	4	-	4
山形県	-	14	14	-	10	10	-	4	4	-	-	-
福島県	-	481	481	-	262	262	-	190	190	-	29	29
茨城県	23	26	49	11	21	32	12	5	17	-	-	-
栃木県	-	14	14	-	10	10	-	4	4	-	-	-
新潟県	10	-	10	6	-	6	4	-	4	-	-	-
合計	383	603	986	229	341	570	150	232	382	4	30	34

県名	高等学校		
	前回 (4/28)	今回 (6/24)	計
岩手県	21	12	33
宮城県	20	8	28
山形県	-	-	-
福島県	-	33	33
茨城県	-	-	-
栃木県	-	-	-
新潟県	-	-	-
合計	41	53	94

県名	総計		
	前回 (4/28)	今回 (6/24)	計
岩手県	155	80	235
宮城県	236	8	244
山形県	-	14	14
福島県	-	514	514
茨城県	23	26	49
栃木県	-	14	14
新潟県	10	-	10
合計	424	656	1,080

近年の児童・生徒の変化

6割以上の教員が、児童・生徒間の学力格差が「大きくなった」と回答

・小学校 教員

(%)

	高まった	変わらない	低くなった	無回答・不明
児童集団の学力水準	6.9	54.4	33.9	4.9
児童間の学力格差	60.6	33.5	1.3	4.6
自己中心的な児童	69.3	23.4	3.3	4.0
協調性のある児童	3.9	41.9	49.7	4.5

・中学校 教員

(%)

	高まった	変わらない	低くなった	無回答・不明
生徒集団の学力水準	4.6	45.9	46.6	2.8
生徒間の学力格差	66.5	30.3	1.1	2.2
やる気や自信をもっている生徒	4.5	46.9	46.7	1.9
家庭学習の習慣が身につけている生徒	7.2	40.0	50.5	2.3

「第5回学習指導基本調査」(ベネッセ教育開発センター)

研調査時期: 2010年8月~9月

調査対象: 全国公立小学校の教員(2,688名)・中学校の教員(2,827名)